簡易水道工事に係る入札参加条件の見直しについて

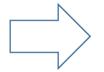
簡易水道事業の上水道事業への統合が平成 30 年度に行われる予定であることから、簡易水道に係る工事の入札参加条件についても、上水道との統一を図ることとします。

また、水道施設工事の入札に係る地域割り条件についても、下記のとおり変更を行うこととします。

★ランク条件

• 現 在

- ■土木工事でランク付けされた業者 (ただし、水道施設工事の許可必須) 又は
- ■水道施設工事でランク付けされた業者



• 平成 30 年 6 月 1 日以降

- ■水道施設工事でランク付けされた業者
- ※上水道工事の条件に統一する。

- ★予定価格 500 万円未満の水道施設工事における地域割り
 - 現 在
 - ■地域割りによる(A~E地域の5分割)



- 平成 30 年 6 月 1 日以降
 - ■全市対象(地域割り撤廃)

※この改正は、平成30年6月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用します。